第４章２⑵を次のように改める。

⑵　緊急対処事態における警報

○　公安調査庁長官は、政府緊急対処事態対策本部長から警報の通知を受けたときは、政府緊急対処事態対策本部長が決定する警報の通知の対象となる地域の範囲に応じて、警報を通知すべき公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所に対し、警報の内容を通知するものとする。

○　警報の解除の通知は、警報の通知に準じて、これを行う。

○　緊急対処事態における警報については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報に準じて、これを行う。

文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の国民の保護に関する計画（文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項の規定において準用する同条第５項の規定により公表する。

平成29年12月22日

文部科学大臣　林　　芳正
スポーツ庁長官　鈴木　大地
文化庁長官　宮田　亮平

文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画（17文科施第231号）の一部を次のように変更する。

第４章第２節５⑸中「都道府県教育委員会」の後に、「、指定都市教育委員会」を加える。

厚生労働省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく厚生労働省の国民の保護に関する計画（以下「厚生労働省国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成29年12月22日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第１節３⑵の規定中「技術・国際保健総括審議官」を「医政局長」に改める。

第１章第２節２⑵の見出し中「データベース化」を「提供による保健医療活動支援」に改める。

第１章第２節２⑵の規定中「ライブラリーシステム」を「ライブラリー」に、「データベース化を行い、当該システムの保護、復旧、運用の確保のため必要な措置を講ずる」を「収集・整理を行う」に改める。

第１章第２節３の規定中「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第１章第３節１⑵の規定中「厚生労働審議官」の下に「、医務技監」を加える。

第２章⑧の規定中「、医薬・生活衛生局及び同局生活衛生・食品安全部」を「及び医薬・生活衛生局」に改める。

第３章第１節の規定中「ライブラリーシステム」を「ライブラリー」に改める。

第４章第２節の規定中「、医薬・生活衛生局及び同局生活衛生・食品部」を「及び医薬・生活衛生局」に改める。

第４章第３節及び同章第４節１の規定中「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第４章第４節２の規定中「ライブラリーシステム」を「ライブラリー」に改める。

第４章第５節１の規定中「雇用均等・児童家庭局」を「子ども家庭局」に改める。

第５章の規定中「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第６章第１節１の規定中「ライブラリーシステム」を「ライブラリー」に、「データベース化、オンライン化及びネットワーク化」を「収集・整理」に、「、医薬・生活衛生局及び同局生活衛生・食品安全部」を「及び医薬・生活衛生局」に改める。

第６章第３節の規定中「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第７章第１節２⑷の規定中「雇用均等・児童家庭局」を「子ども家庭局」に改める。

第７章第１節４②から同節４④までの規定中「労働基準局長」を「雇用環境・均等局長」に改める。

第７章第１節４④中「独立行政法人勤労者退職金共済機構等」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同章第１節４⑥を削り、同節４⑦を同節４⑥とし、同節４⑧を同節４⑦とする。

第７章第２節及び同章第３節の規定中「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第７章第３節３の規定中「雇用均等・児童家庭局」を「子ども家庭局」に改める。

第８章１⑶の規定中「厚生労働審議官」の下に「、医務技監」を加える。

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく農林水産省、林野庁及び水産庁の国民の保護に関する計画（以下「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成29年12月22日

農林水産大臣　齋藤　　健
林野庁長官　沖　　修司
水産庁長官　長谷　成人

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節２⑶中「パン」を「即席めん」に、「即席麺、育児用調製粉乳」を「パン」に、「水（ペットボトル）」を「包装米飯、育児用調製粉乳（乳アレルギーに対応したものを含む。）、飲料水（ペットボトル）、介護食品」に、「第２編第２章第１節１⑺②」を「第２編第２章第１節１⑹②」に改める。

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十三条第一項の規定に基づく経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画を次のとおり変更したので公表する。

平成二十九年十二月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成
資源エネルギー庁長官　日下部　聡
中小企業庁長官　安藤　久佳

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

「大臣官房総務課」を「大臣官房危機管理・災害対策室」に改める。

第３章第２節２Ａ中「情報処理振興課」を「総務課」に、「技術振興・大学連携推進課」を「産業技術総合研究所室」に改める。

第３章第２節２Ｂ中「商務流通保安グループ」を「産業保安グループ」に、「商務情報政策局」を「商務・サービスグループ」に改める。

第３章第２節４中「商務情報政策局」を「商務・サービスグループ」に改める。

第３章第２節５及び６並びに同章第３節１及び２（１）中「商務流通保安グループ」を「商務・サービスグループ」に改める。

第３章第３節２（１）中「商務情報政策局」を「商務・サービスグループ」に改める。

第３章第３節２（２）中「商務流通保安グループ」を「産業保安グループ」に、「商務情報政策局」を「商務・サービスグループ」に改める。

第３章第４節１中「商務流通保安グループ」を「商務・サービスグループ」に改める。

第３章第４節２中「商務流通保安グループ」を「産業保安グループ」に改める。

第３章第５節２中「商務流通保安グループ」を「商務・サービスグループ」に改める。